

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

東 広 島 市
(財務部資産税課)

平素は、本市の税務行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

固定資産税の課税対象となる償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に所有している償却資産について、当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないことになっています。

つきましては、この手引きを参照の上、申告書等を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

また、償却資産をお持ちでない方、廃業・休業した方、資産の増減がない方も、その旨を申告書の備考欄に記入の上ご提出ください。

なお、固定資産税の納期は通常年 4 回ですが、申告書の提出が遅れた場合、第 2 期（7 月末）以降での課税となる場合がありますのでご了承ください。

■ 提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

■ 提出・問い合わせ先

東広島市役所 財務部 資産税課（本館 5 階）償却資産担当

※各支所、出張所では、申告書の受付のみ行います。

eTAX（地方税ポータルシステム）の利用について

専用ソフトをダウンロードするだけで、ご自宅やオフィスから償却資産の申告ができます。

詳細は、eTAX ホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご確認ください。



eTAX

↓点線で切り取って返信用宛名としてご利用ください。



東広島市観光マスコット「のん太」

〒739-8601

東広島市西条栄町 8 番 29 号

東広島市 財務部 資産税課 償却資産担当

TEL (082) 420-0911

FAX (082) 420-0430

目 次

I	償却資産のあらまし	
1	償却資産とは	1
2	償却資産の種類と具体例	1
3	申告の対象となる資産とならない資産	2
4	国税の取扱いとの比較	3
5	非課税となる資産	3
6	過疎地域における課税免除	4
7	課税標準額の特例の適用を受ける資産	4
8	償却資産と家屋の区分について	4
II	償却資産の申告について	
1	申告方式と提出方法	5
2	提出書類	5
3	申告上の注意事項	5
4	修正申告について	6
5	個人番号又は法人番号の記載について	6
6	申告をしない方、虚偽の申告をした方	6
7	実地調査への協力をお願い	6
8	過年度への遡及について	6
III	その他	
1	固定資産税における償却資産の評価方法	7
	(参考) 減価残存率表	7
2	税額の算出方法	7
3	免税点	7
IV	償却資産申告書及び種類別明細書の書き方(記入例)	8
参考	償却資産と家屋の区分表	1 2
	主な償却資産とその耐用年数	1 3
	業種別の主な償却資産	1 4

<<ご案内>>

東広島市ホームページ上に、償却資産申告に関するよくある質問をまとめました。本手引きとあわせて、申告の際の参考としてください。



よくある質問（償却資産申告）

提出前に次の確認をお願いします

チェック（申告書について）

- ☐ 「1 住所」欄の電話番号を記入していますか？
- ☐ 「18 備考」欄のいずれかに丸をしていますか？
- ☐ 増減のある場合、種類別明細書を添付していますか？

チェック（種類別明細書について）

- ☐ 耐用年数は記入していますか？
- ☐ 取得年月は記入していますか？
- ☐ 増加事由の欄（1～4）は記入していますか？



I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない法人又は個人が所有するものを含む。）をいいます。

なお、ここでいう「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを必要としないことから、公益法人の行う活動なども事業に該当します。

また、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2 償却資産の種類と具体例

資 産 種 類			主 な 資 産 例
1	構	構築物	簡易な間仕切り、緑化施設、塀、舗装路面（駐車場、工場構内等）、焼却炉、門扉、広告塔、仮設建物（簡易プレハブ建物）等
	築物	建物附属設備	受変電設備、その他建築設備、内装、内部造作、屋外の給排水設備等 ※P.4「8 償却資産と家屋の区分について」をご覧ください。
2	機械及び装置		工作機械、印刷機械、各種製造設備等の機械及び装置、建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号「0」、「00～09」、「000～099」、「00A～09Z」、「0A0～09Z9」、「0AA～0ZZ」のもの）、太陽光発電設備等 ※乗用装置を有しない農業用機械は、軽自動車税の課税対象とはならず、償却資産の課税対象となります。
3	船 舶		モーターボート、漁船、引き船、はしけ等
4	航 空 機		ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		フォークリフト、ショベル・ローダ等の大型特殊自動車（分類番号「9」、「90～99」、「900～999」、「90A～99Z」、「9A0～9Z9」、「9AA～9ZZ」のもの）、構内運搬車、台車等 ※自動車税・軽自動車税が課税されるものは該当しません。
6	工具、器具及び備品		パチンコ台、看板、パソコン、応接セット、レジスター、ファクシミリ、理容・美容機器、テレビ、構造上家屋と一体になっていない冷暖房用機器、医療機器等

【大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別】

次の①②に該当する自動車は、大型特殊自動車に該当しますので、償却資産の課税対象となります。

① 農耕作業用自動車（例：トラクター、コンバイン等）

最高速度35km/hを超える場合は大型特殊自動車です。

大きさの要件はなく最高速度で分類されます。

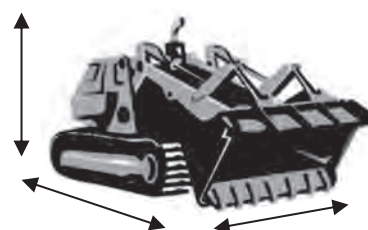
② ①以外の特殊作業車

（例：フォークリフト、ショベル・ローダ等）

以下の4つの要件に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。

- ・自動車の長さ … 4.7m超
- ・自動車の幅 … 1.7m超
- ・自動車の高さ … 2.8m超
- ・最高速度 … 15km/h超

高さ 2.8m 超



長さ 4.7m 超

幅 1.7m 超

3 申告の対象となる資産とならない資産

(1) 申告の対象となる資産

次に掲げる資産でも、令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ①遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ②未稼動資産（まだ稼動していないが、既に完成している資産）
- ③償却済資産（税務会計上の備忘価額[1円]となっている資産）
- ④簿外資産（会社の帳簿には記載されていないが事業の用に供することができる資産）
- ⑤即時償却資産（租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産）

※「即時償却」は国税と異なり、地方税法上認められていません。

- ⑥建設仮勘定で経理されている資産
- ⑦リース資産であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産（所有権移転ファイナンスリース）

(2) 申告の対象とならない資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ②無形減価償却資産（特許権、商標権、ソフトウェア等）
- ③繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ④棚卸資産（貯蔵品、商品、製品等）
- ⑤書画、骨とう（複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは除く。）
- ⑥生物（鑑賞用、興業用その他これらに準ずる用に供するものは除く。）

(3) 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法の規定に基づき、申告の対象とならない「少額資産」は、次のとおりです。

- ①使用可能期間が1年未満であるもの、又は取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年で一括償却したもの
- ③法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの

※ 租税特別措置法を適用して損金算入した資産、取得価額10万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象になります。

(参考) 少額資産の償却方法と取得価額による課税対象の一覧

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	
①	一時損金算入※ ¹	申告対象外				
②	3年一括償却※ ¹	申告対象外				
③	リース資産	申告対象外		申告対象		
④	中小企業特例※ ¹	申告対象				
⑤	個別減価償却※ ²	申告対象				

※1 上記①・②・④の償却方法について、令和4年1月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外です。

※2 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する

資産を除く。)はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません(所得税法施行令第138条第1項)。

4 国税の取扱いとの比較

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	法 人 : 事業年度 個 人 : 暦 年
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法	一般の資産は、定率法又は 定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半 年 償 却	月 割 償 却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められていません	認められています
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められていません	認められています
増 加 償 却 (所得税、法人税)	認められています	認められています
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改 良 費	区 分 評 価 (改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価する)	原 則 区 分 評 価 (平成19年4月1日以降取得)

※国税(法人税・所得税等)の減価償却の方法は、平成19年4月1日以後に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成19年3月31日以前に取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では取替資産を除き、すべて旧定率法で評価し、取得価額の5%が最低限度額となります(減価償却期間が経過しても0円にはなりません)。

※固定資産税の取扱いでは、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

5 非課税となる資産

地方税法第348条第2項の規定に該当する償却資産は「非課税」となり、主なものは次のとおりです。ここに記載されていないものについては、同法をご覧くださいか資産税課までお問い合わせください。

また、非課税の適用にあたっては、非課税規定の適用申告書と確認できる書類等の提出が必要となりますので、新たに適用を受ける際は資産税課までご連絡ください。

根拠規定			資産の種類
第348条	第2項	第9号	学校法人等が設置する保育・教育用の固定資産
		第10号～ 第10号の10	社会福祉法人等が以下の用に供する固定資産 保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、その他の社会福祉事業
		第12号	公益社団法人等が学術研究の用に供する固定資産

6 過疎地域における課税免除

課税免除



対象地域（福富町、豊栄町、河内町）において、対象事業（製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業）の用に供するため、一定額以上の特別償却設備を取得等した場合は、申請により固定資産税の課税免除を受けることができます。詳しくは資産税課までお問い合わせください。

7 課税標準額の特例の適用を受ける資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する償却資産については、税負担の軽減を図るため「課税標準の特例」が適用されます。該当資産については、種類別明細書の摘要欄に地方税法の適用条項を記入し、最初の適用年度には確認できる書類を添付してください。

「課税標準の特例」の主なものは次のとおりですが、ここに記載されていないもの及び詳細については、地方税法をご覧ください。か資産税課までお問い合わせください。

なお、地方税法の一部改正により、対象資産や特例率などが変更されることがありますので、ご了承ください。

地域決定型地方税特例措置（通称：わがまち特例）の対象となる資産については、東広島市のホームページに一覧を掲載していますので、そちらもあわせてご確認ください。

根拠規定		資産の種類	特 例 率	添付書類
第349条の3	第5項	内航船舶 ※遊覧船、快遊船、遊漁船、競争用モーターボート及び推進器を有しない浚渫船は含まない。	1 / 2	・登録事項証明書（船籍原簿）（写） ・船舶検査証書（写）
法附則第15条	第43項	中小事業者等が先端設備等導入計画に基づいて取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備 ※R7.4.1以降取得分	※ 別表のとおり	・認定を受けた計画書（写） ・認定書（写） ・投資計画に関する確認書（写） ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面（写）

※別表

賃上げの方針	設備の取得時期	適用期間	特例率
1.5%以上	R7.4.1～R9.3.31	3年間	1 / 2
3.0%以上		5年間	1 / 4



わがまち特例



先端設備計画

※令和7年度税制改正により、賃上げの表明が必須となりました。

8 償却資産と家屋の区分について

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、固定資産税では、それらを家屋と償却資産に次のとおり区分しています。

（１）家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。（P.12「償却資産と家屋の区分表」参照）

（２）家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

Ⅱ 償却資産の申告について



eLAX

1 申告方式と提出方法

(1) 申告方式

ア 増減資産申告

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は不要です。

イ 全資産申告

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告する方式です。

(2) 提出方法

ア 書類による申告書等の提出

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を郵送又は直接窓口にご提出ください。

イ 電子申告による申告データ等の提出

eLAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続にしたがって申告データをご提出ください。
詳細は eLAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご確認ください。

2 提出書類

申告方式	申告する方	申告する資産		提出書類・様式		
		令和8年1月1日現在において所有している全ての償却資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
					増加・全資産用	減少資産用
増減資産申告方式	初めて申告する方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○ ※1
	資産に増減のない方			○ ※2		
	廃業又は資産の所在地を市外に移転された方		○	○ ※3		○
	償却資産を所有していない方			○ ※4		
全資産申告方式	初めて申告する方	○ ※5		○	○ ※6	
	前年以前に全資産申告をした方	○ ※5		○	○ ※6	
	廃業又は資産の所在地を市外に移転した方			○ ※3		
	償却資産を所有していない方			○ ※4		

※1 種類別明細書（減少資産用）を提出する際は、内容に変更のあった資産のみを記入してください。

※2 償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の「3 増減なし」を○で囲んでください。

※3 償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の「4 事業の閉鎖等」に廃業日を記入してください。

※4 償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄に「該当資産なし」と記入してください。

※5 全資産申告方式で申告する場合は、評価額等を算出してください。

※6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。

3 申告上の注意事項

(1) 自社作成の申告書様式で申告される場合は、用紙のサイズはA4にさせていただき、本市から送付した申告書を添付してご提出ください。

(2) 種類別明細書（増加資産用・全資産用及び減少資産用）には、「提出用」「控用」

の2種類がありますが、「控用」の提出は必要ありません。償却資産申告書の控えが必要な方は、コピーをお願いします。郵便で申告書を提出し、申告書控えに受付印が必要な方は、必ず「償却資産

申告書」の写しと返信用封筒に切手を貼ったものを同封してください。

- (3) 割賦で購入し、割賦が終わるまで売主に所有権が留保されている資産については、原則として買主の方が申告してください。
- (4) 資産の所有者が他の者に貸し付けて、その貸付先で事業の用に供されている資産については、所有者（貸し付けた人）が申告してください。貸し付けた人が貸付業を営んでいる場合は、貸付先でその資産が事業の用に供されているか否かを問わず、申告対象となります。
- (5) 清算中の法人で、清算事務のために使用し、あるいは他の事業者に貸し付けている資産は申告してください。
- (6) 改良費のうち、資本的支出として資産計上した場合は、本体とは別の資産として申告してください。
- (7) 共有資産をお持ちの方は、個人で所有する資産とは区別し、「代表者 外〇名」として申告してください。また、申告書備考欄に共有者の氏名を必ず記入してください。なお、取得価額は共有者と按分せずに申告してください。
- (8) 決算日以降の増加・減少資産について、申告漏れ・除却漏れのないように特に注意してください。

4 修正申告について

確定申告後や決算後等、年度途中で償却資産の申告に修正や誤りがあった場合は、修正申告をしてください。修正申告をされる場合は、対象資産が確認できる明細書等の写しを添付のうえ、申告書の上部に **修正申告** と朱書きし、修正後の取得価額等、必要事項を記入して提出してください。

5 個人番号又は法人番号の記載について

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきますのでご了承ください。

なお、本人確認書類に不足又は不備がある場合は、申告書への個人番号の記載は無かったものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

6 申告をしない方、虚偽の申告をした方

申告すべき事項について、正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条の規定により10万円以下の過料を科せられることがあります。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。



7 実地調査への協力をお願い

東広島市では、地方税法第353条及び第408条に基づき、訪問調査・簡易調査（固定資産台帳等を郵送していただく調査）を行っています。これは、資産の状況を確認し、固定資産税の評価、課税が適正になされているかどうかを確認することを目的として行うものです。

調査の際には、あらためて調査のご案内を送付いたしますので、案内文書が届いた場合は、お持ちの固定資産台帳やその他資料のご準備等、ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、正当な理由なく調査を拒否された場合は、地方税法第354条の規定により1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

8 過年度への遡及について

提出していただいた申告書の内容又は実地調査の結果による申告内容の修正、過年度取得資産の申告漏れ等がある場合、現年度分を含め、過去5年度分まで遡って課税が発生します。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

Ⅲ その他

1 固定資産税における償却資産の評価方法

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数、耐用年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。求めた価額が取得価額の100分の5に相当する額より小さい場合は、取得価額の100分の5に相当する額とします。

評価額の算出方法 ※ r は耐用年数に応じた定率法による減価率

前年中に取得した資産・・・取得価額 × (1 - r / 2)

前年前に取得した資産・・・前年度評価額 × (1 - r)

(参考) 減価残存率表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得
		1-r/2	1-r			1-r/2	1-r			1-r/2	1-r
2年	0.684	0.658	0.316	9年	0.226	0.887	0.774	16年	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858	22	0.099	0.950	0.901

2 税額の算出方法

課税標準額 (1,000 円未満切捨て) × 税率 (1.4/100) = 税額 (100 円未満切捨て)

(例) 令和7年8月に取得価額4,000,000円の機械装置を購入(耐用年数7年、特例適用なしの場合)

課税年度	評価額	税額
令和8年度	4,000,000 円 × 0.860 = 3,440,000 円 (取得価額) (前年中取得減価残存率)	48,160 円→48,100 円 (100 円未満切捨て)
令和9年度	3,440,000 円 × 0.720 = 2,476,800 円 (前年度評価額) (前年前取得減価残存率)	34,675 円→34,600 円 (100 円未満切捨て)
令和10年度	2,476,800 円 × 0.720 = 1,783,296 円 (前年度評価額) (前年前取得減価残存率)	24,966 円→24,900 円 (100 円未満切捨て)

※令和17年度で評価額が取得価額の5% (200,000 円) より小さくなるため、以降200,000 円で評価されます。

3 免税点

全償却資産の課税標準額の合計額が 150万円 未満の場合は免税点未満となり、課税されません。

Ⅳ 償却資産申告書及び種類別明細書の書き方（記入例）

（１） 償却資産申告書

1 住所

住所及び電話番号を記入してください。
※納税通知書送付先と異なる場合は、送付先も記入してください。

2 氏名

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記入してください。
※屋号があれば記入してください。

3 個人番号又は法人番号

所有者の個人番号又は法人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 事業種目

日本標準産業分類の中分類により記入してください。（法人は資本金を記入してください）

6 応答者

この申告について直接応答できる方の氏名・電話番号を記入してください。

7 税理士等の氏名

経理を委託している税理士や税理士事務所担当者の氏名・電話番号を記入してください。

申告書提出日を記入してください。

印字されている内容に変更がある場合は、適宜訂正してください。

令和 ○ 年度 償却資産申告書

東広島市長様		令和○年○月○日		
所有者	1 住所 (又は納税通知書送付先)	〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号		
		電話	082-422-2111	
	2 氏名 (ふりがな) (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	ひがしひろしま○○こうぎょうかぶしがいいしや 東広島○○工業株式会社		
		屋号		
資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	3,000,000	0	0	
2 機械及び装置	50,000,000	3,000,000	10,000,000	
3 船舶	0	0	0	
4 航空機	0	0	0	
5 車両及び運搬具	0	0	0	
6 工具、器具及び備品	5,000,000	1,000,000	1,000,000	
7 合計	58,000,000	4,000,000	11,000,000	
資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)		
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計	0	0		

下段は、電算処理により全資産申告される方以外は、記入不要です。

〔上段〕

取得価額（資産の増減がない場合も記入してください。）

前年前に取得したもの(イ)…令和7年1月1日以前に取得した資産を申告される場合は、その資産の種類（1～6）

に記載してある金額にその申告される資産の取得価額を加算して訂正し、あわせて「7合計」の金額も訂正してください。

前年中に減少したもの(ロ)…令和7年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

減少がない場合は「0」を記入し、減価償却した額は記入しないでください。

前年中に取得したもの(ハ)…令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を

資産の種類別に記入してください。増加がない場合は「0」を記入してください。

計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)…(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した額を記入してください。

【参考】日本標準産業分類中分類（抜粋）				〔詳細は総務省統計局のホームページをご覧ください。〕			
0 1 農業	2 7 業務用機械器具製造業	5 4 機械器具卸売業	7 6 飲食店				
0 4 水産養殖業	3 1 輸送用機械器具製造業	5 6 各種商品小売業	7 8 洗濯・理容・美容・浴場業				
0 6 総合工事業	3 4 ガス業	6 2 銀行業	8 0 娯楽業				
1 5 印刷・同関連業	4 4 道路貨物運送業	6 9 不動産賃貸業・管理業	8 3 医療業				
2 4 金属製品製造業	5 0 各種商品卸売業	7 5 宿泊業	8 9 自動車整備業				

告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

第二十六号様式(提出用)

※印の欄は記入しないでください。

3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無
4 事業種目 (資本金等の額)	化学工業	9 増加償却の届出	有 ・ 無
	1 0 0 百万円	10 非課税該当資産	有 ・ 無
5 事業開始年月	昭和49年 4月	11 課税標準の特例	有 ・ 無
6 この申告に応答する者の 係及び氏名	経理課 東広 花子	12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ 無
	(電話 082-422-2111)	13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法
7 税理士等の氏名	□□会計事務所 △△	14 青色申告	有 ・ 無
	(電話 082-222-****)		
(単位:円)		① 東広島市西条栄町8番29号	
計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		② 東広島市八本松町原10128番地	
3,000,000	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	③ 東広島市	
57,000,000			
0			
0			
0	16 借用資産	貸主の名称等	
5,000,000	有 ・ 無	〇〇リース株式会社	
65,000,000	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家	
※課税標準額 (ト)	18 備考(添付書類等)		
	① 増加 1 枚	※処理欄	受付
	② 減少 1 枚		パンチ
	3 増減なし		検算
	4 事業の閉鎖等		電算入力
	平成・令和 年 月 日		
	5 その他		
0	(決算期) 9 月, 3 月	受付印	

※8～14は該当する方を
○で囲んでください。

- 8 短縮耐用年数の承認
 有の場合「承認通知書」
 (写)を添付してください。
- 9 増加償却の届出
 有の場合「届出書」(写)
 を添付してください。
- 15 資産の所在地
 東広島市内における資産
 の所在地を記入してくだ
 さい。
- 16 借用資産
 有の場合は貸主の名称
 等を記入してください。
- 17 事業所用家屋の所有区分
 テナント等の場合は借家
 に○をしてください。
- 18 備考(添付書類等)
 次の事項を記入してく
 ださい。

1 増加

申告書に添付した増
加資産の種類別明細書
の枚数を記入してくだ
さい。

2 減少

申告書に添付した減
少資産の種類別明細書
の枚数を記入してくだ
さい。

3 増減なし

前年中に取得・廃棄
・売却した事業用資産
がない(資産の増減が
ない)場合に○で囲ん
でください。

4 事業の閉鎖等

事業を閉鎖・解散・
休業された日付を記入
してください。

5 その他

初めて申告される方
で、申告対象の資産が
ない場合は、『該当資産な
し』と記入してくださ
い。また、その他申告し
たい事項等があれば、
あわせてご記入ください。

(決算期)
 決算期の月を記入
してください

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)

〈緑色の用紙〉

申告書の右肩にある「所有者コード」を記入してください。

令和 ○ 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)		東 広 島 市								
※所有者コード		※年号:昭和=3、平成=4、令和=5		所有者名								
12345678		2		東広島〇〇工業株式会社								
行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額 (単位:円)	耐用年数	減価率	価額	※課税標準の特例 準コード	課税標準額	増加事由	摘要
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
01	2	薬品製造設備	1	5 07 03	10,000,000	08						
02	2	大型攪拌機	1	5 07 05	20,400,000	08						
03	6	リコピー N150	1	5 06 12	400,000	05						
04	6	クーラー	2	5 05 10	600,000	06						
05												
06												

減価残存率～課税標準額の欄は、全資産申告される方以外は、記入不要です。

- ① 資産の種類・・・各資産に対応するコードを記入してください。
 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機
 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品
 (1 ページの償却資産の種類と具体例を参照)
- ② 資産の名称等・・・資産の名称等を記入してください。
 ※漢字、カタカナ、アルファベット、数字にして20字以内にまとめてください。
- ③ 数 量・・・資産の数量を記入してください。
- ④ 取 得 年 月・・・資産を取得した年月を記入してください。
 年号は 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 を表しています。
 例: 昭和60年 2月取得 → 3/60/02
 平成30年10月取得 → 4/30/10
※ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。
- ⑤ 取 得 価 額・・・当該資産の取得価額(運賃・手数料・据付費等を含む。)を記入してください。
 ※消費税について
 税抜経理方式を採用している場合は、消費税額を含まない金額
 税込経理方式を採用している場合は、消費税額を含んだ金額
- ⑥ 耐 用 年 数・・・資産の耐用年数を記入してください。
 (改正後の耐用年数)
 ※短縮耐用年数及び中古資産の耐用年数によるものは、その耐用年数を記入してください。
 (P.13の主な償却資産とその耐用年数を参照)
- ⑦ 増 加 事 由・・・該当する事由の番号を○で囲んでください。
 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他
- ⑧ 摘 要・・・以下のような事項を記入してください。

- ・課税標準の特例等が適用される資産、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産はその旨の表示。(それぞれ届出書の写し等確認できる書類を添付してください。)
- ・前年度以前の申告漏れ資産や1月1日取得の資産はその旨の表示。
- ・その他価額の決定に当たって必要な事項。

(3) 種類別明細書(減少資産用) (赤色の用紙)

令和 ○ 年度										東 広 島 市									
※所有者コード										所有者名									
12345678										東広島〇〇工業株式会社									
※年号:昭和=3、平成=4、令和=5										減少の事由及び区分									
行 番 号	資 産 の 種 別	扶 消 コ ー ド (資 産 番 号)	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 (単位: 円)	耐 用 年 数	申 告 年 度	1 売却 3 移動		2 減失 4 その他		1 全 2 一 部		摘 要		
					年 号	年	月												
01	2		コンプレッサー	1	3	60	10	300,000	08	61	①・2・3・4	①・2	R7.7.5 関東広島〇〇製 作所に売却						
02	2		油圧プレス機	1	3	62	1	3,000,000	05	63	1・2・③・4	①・2	R7.10.2 竹原営業所に移 動						
03	6		クーラー	4	4	28	06	400,000	06	02	1・②・3・4	1・②	600,000(4台)の内、 400,000(3台)減少						
04	6		計算機	0	4	20	02	300,000	05	21	1・②・3・4	1・②	金額のみ 450,000(1台) の内、300,000(0)減少						
05											1・2・3・4	1・2							
06											1・2・3・4	1・2							
07											1・2・3・4	1・2							

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

- ① 資 産 の 種 類……各資産に対応するコードを記入してください。
1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機
5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品
(1 ページの償却資産の種類と具体例を参照)
- ② 資 産 コー ド……同封の「償却資産種類別明細書」に表示されている「資産番号」を記入してください。
(全資産申告の方は記入不要です)
- ③ 資 産 の 名 称 等……資産の名称等を記入してください。
- ④ 数 量……資産の数量を記入してください。
- ⑤ 取 得 年 月……資産を取得した年月を記入してください。
年号は 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 を表しています。
- ⑥ 取 得 価 額……資産の取得価額を記入してください。
- ⑦ 耐 用 年 数……資産の耐用年数を記入してください。
(改正後の耐用年数)
※短縮耐用年数及び中古資産の耐用年数によるものは、その耐用年数を記入してく
ださい。(P.13 の主な償却資産とその耐用年数を参照)
- ⑧ 申 告 年 度……その資産について、初めて申告した年度を記入してください。不明の場合は空白で
結構です。
- ⑨ 減少の事由及び区分……該当する事由・区分の番号を○で囲んでください。
事由: 1 売却 2 減失 3 移動 4 その他
区分: 1 全部 2 一部
- ⑩ 摘 要……次のような事項を記入してください。
・売却の場合 売却先の名称
・移動の場合 受入先の住所地等
・一部減少の場合
○数量を複数で申告している場合は、減少した部分に対する取得価額
○数量を1個で申告しているものの一部を減少させる場合は、数量を
0 とし、減少した部分に対する取得価額

参考 償却資産と家屋の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器、電話電源装置（蓄電池、充電器）		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式（LAN ボード、サーバー、ハブ、ルーター、ケーブル、配管）		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線、埋め込み式スピーカー等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、ITV 架		◎		◎
		配線・配管、接栓、ボックス類等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管、バルブ、カラン、排気筒等	○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎	
消火設備 消防設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火ポンプ、消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛式）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパゲート、駐輪設備等		◎		◎
		工場用ベルトコンベア		◎		◎
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
		厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎	
	上記以外の設備		○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、看板、袖看板、簡易間仕切、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀・緑化施設等）		◎		◎

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

参考 主な償却資産とその耐用年数

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数
1 構築物 及び建物附属設備	構築物	ビチューマルス路面	3	工場緑化施設	7	農業用ビニールハウス(金属骨格)	14
		アスファルト舗装	10	その他の緑化施設・庭園	20	農業用ビニールハウス(木造骨格)	5
		コンクリート路面・砂利道	15	金属製塀（フェンス等）	10	野立看板（金属造）	20
		街路灯（金属造）	10	ブロック塀	15	野立看板（その他）	10
	建物附属設備	可動間仕切（簡易）	3	蓄電池電源設備	6	冷暖房設備（22kw 以下）	13
		可動間仕切（その他）	15	屋外消火栓	8	冷暖房設備（その他）	15
		屋外給排水設備	15	屋外ガス設備	15	アーケード・日よけ設備	15
2 機械及び装置		食料品製造業用設備	10	活性炭製造設備	5	農業用設備	7
		ゴム製品製造業用設備	9	塩化りん製造設備	4	林業用設備	5
		パルプ・紙・紙加工製造業用設備	12	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	半導体用フォトリソスト製造設備	5
		新聞業用設備（モノタイプ、写真又は通信設備）	3	宿泊業用設備	10	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
		デジタル印刷システム設備	4	水産養殖業用設備	5	総合工事業用設備	6
		製本業用設備	7	電気機械器具製造業用設備	7	道路貨物運送業用設備	12
		石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	情報通信機械器具製造業用設備	8	運輸に附帯するサービス業用設備	10
		飲料・たばこ又は飼料製造業用設備	10	輸送用機械器具製造業用設備	9	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
		太陽光発電設備	17	自動車整備業用設備	15	飲食店業用設備	8
3 船舶		モーターボート	4	ボート・ヨット	5		
5 車両及び運搬具		フォークリフト	4				
6 工具、器具 及び備品	工具	金型	2	切削工具	2	治具・取付工具	3
		測定工具及び検査工具	5				
	器具及び備品	事務机・椅子・キャビネット（金属製）	15	応接セット（接客業用）	5	電話設備・通信機器（デジタルボタン交換設備等）	6
		事務机・椅子・キャビネット（その他）	8	応接セット（その他）	8	カメラ・映写機・望遠鏡	5
		陳列棚・ケース（冷蔵機付）	6	インターホン・放送用設備	6	金庫（手さげ金庫）	5
		陳列棚・ケース（その他）	8	複写機、FAX、レジスター等	5	金庫（その他）	20
		テレビ・ステレオ等音響機器	5	試験・測定機器	5	理・美容機器	5
		冷暖房用機器（クーラー等）	6	看板・ネオンサイン	3	レントゲン（移動式・救急医療用）	4
		電気冷蔵庫・洗濯機・その他電気・ガス機器	6	その他広告器具（金属製）	10	歯科診療用ユニット	7
		電子計算機（パソコン）	4	シート及びロープ	2	自動販売機・両替機	5
		電子計算機（その他）	5	カーテン・寝具等繊維製品	3	無人駐車管理装置	5

参考 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると、次のようになります。

業種	主な償却資産
共通	パソコン、コピー機、社用携帯電話、エアコン、レジスター、応接セット、テレビ、キャビネット、舗装路面、駐車場設備、看板（袖看板、ネオンサイン、広告塔）等
製造業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ盤、研磨機、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削機、鋸盤、プレス機等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車等
料理飲食業	テーブル、椅子等の接客用家具、備品、厨房設備、カラオケ機器、放送設備、冷蔵庫・冷凍庫等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、冷蔵庫・冷凍庫等
理・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、サインポール等
医（歯科）業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、MRI装置等）、各種キャビネット等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ビニール梱包装置等
不動産貸付業 （共同住宅所有者）	受変電装置、中央監視制御装置、門扉、塀、駐車場等の舗装、駐車場機械設備、ごみ置き場、外灯、緑化施設、太陽光発電設備等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、舗装路面、駐車料金自動計算装置、白線等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、ボイラー、放送設備等
娯楽業	カラオケ機器、テーブル、椅子等の接客用家具、照明設備、パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシーン、両替機、玉替機、玉計数機等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用器具等
電気業	太陽光パネル・架台（屋根材と一体でないもの）、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、フェンス、アスファルト舗装、防草シート等

太陽光発電設備、共同住宅に係る申告について

太陽光発電設備を所有し売電されている方や、共同住宅を所有し不動産貸付業を営んでいる方についても、対象となる償却資産は申告する必要があります。申告すべき資産については、上記「参考 業種別の主な償却資産」等を参考にしてください。

